

公 告

鳥取市集団健診運營業務について、事業者を選定するため公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和6年5月2日

鳥取市長 深澤義彦

1 業務の概要

(1) 業務名

鳥取市集団健診運營業務

(2) 業務内容

鳥取市内各地域の会場にて実施する集団健診に係る事前準備作業及び健診当日の実施会場での運營業務。詳細は、鳥取市集団健診運營業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 委託費上限額

金10,288,623円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は法人とし、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本プロポーザルの公告の日以後に、鳥取市入札参加資格者指名停止措置要綱（平成25年4月1日制定）に基づく指名停止措置（同要綱附則第4項の規定による指名停止措置を含む。）を受けている期間がない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う者でないこと。

- (6) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (7) 過去5年以内に、専門職を活用し健康相談を実施する業務等、類似業務を受託し完了した実績があること。

3 実施要領等の交付

鳥取市集団健診運営業務公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）、仕様書及び提出様式については鳥取市公式ウェブサイトに掲載する。

4 参加申込

本プロポーザルに参加しようとする者は実施要領に定めるところにより、参加意向表明書、参加届出書、企画提案書等について、それぞれ指定の期間内に提出するものとする。

5 選定方法

鳥取市が設置する審査会において企画提案の内容、業務の実施能力等を総合的に評価し、最優秀提案者を決定するものとする。

6 契約の締結

決定した最優秀提案者と本市が協議し、本業務に係る仕様を確定させたうえで、契約を締結するものとする。

7 担当部署

〒680-8571

鳥取市富安二丁目138-4

鳥取市健康こども部鳥取市保健所 健康づくり推進課 健診推進室（駅南庁舎1階）

TEL：0857-20-0320

FAX：0857-20-3964

電子メール：kenshin@city.tottori.lg.jp